

令和6年度茂原市予防・日常生活支援総合事業の改正概要について

1 費用額の算定について

本市の地域区分に変更はございません。

サービス種類	単 価
第1号訪問事業	10,420円
第1号通所事業	10,270円
第1号介護予防支援事業	10,420円

2 第1号訪問事業（A2）

サービス種類	単 価
1週当たりの標準的な医数を定める場合（1ヵ月につき）	
(1) 1週に1回程度の場合	1,176単位
(2) 1週に2回程度の場合	2,349単位
(3) 1週に2回を超える程度の場合	3,727単位
1月当たりの回数を定める場合（1回につき）	
(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287単位
(2) 短時間の身体介護が中心である場合	163単位

●加算・減算

名 称	単 価
初回加算（1月につき）	200単位
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位
口腔連携強化加算（1回につき、1か月1回まで）	50単位
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき）	所定単位数の 137/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき）	所定単位数の 100/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき）	所定単位数の 55/1000

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき）	所定単位数の 63/1000
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき）	所定単位数の 42/1000
介護職員等ベースアップ等支援加算（1月につき）	所定単位数の 24/1000
高齢者虐待防止措置未実施減算	-1/100
業務継続計画未実施減算	-1/100
事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	90/100等

●変更箇所

・名称が訪問型サービス費から指定相当訪問型サービスに変更となり、上記の表となる。

・月額だけでなく、回数による算定も可能とする。

・回数を定める場合、月の上限は、A2の1(3)の単価を超えて算定はできない。

・短時間の身体介護の算定を可能とする。

・令和6年度から義務化されたものに対する減算（「高齢者虐待防止措置未実施減算」「業務継続計画未実施減算」）の導入。

なお、「業務継続計画未実施減算」については、令和6年度中は算定しない。

・「事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」の取り扱いが見直された。

・口腔連携強化加算の新設。

・指定相当訪問型サービス事業所は、重要事項をウェブサイトに掲示することについて、令和7年3月31日までに準備すること。

・介護職員処遇改善に関する内容の見直し。

※これらの算定方法については「茂原市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱」別表（第1条）をご確認ください。

3 生活支援訪問サービス（A3）

サービス種類	単 価
(1)所要時間20分未満	89単位
(2)所要時間20分以上45分未満の場合	179単位
(3)所要時間45分以上の場合	220単位

●変更箇所

- ・所要時間が40分から45分までと変更。
- ・回数を定める場合、月の上限は、A2の1(3)の単価を超えて算定はできない。
- ・独居若しくは同居家族がいる場合の考え方
- ・生活支援訪問サービス事業所は、重要事項をウェブサイトに掲示することについては、令和7年3月31日までに準備すること。
- ・令和6年度から義務化されたものに対する減算（「高齢者虐待防止措置未実施減算」「業務継続計画未実施減算」）の導入。

なお、「業務継続計画未実施減算」については、令和6年度中は算定しない。
 ※これらの算定方法については「茂原市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱」別表（第1条）をご確認ください。

4 第1号通所事業（A6）

サービス種類	単 価
1. 1週当たりの標準的な医数を定める場合（1ヵ月につき）	
(1)事業対象者・要支援1	1, 798単位
(2)事業対象者・要支援2	3, 621単位
2. 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）	
(1)事業対象者・要支援1	436単位
(2)事業対象者・要支援2	447単位

●加算・減算

名 称	単 価
生活機能向上グループ活動加算（1月につき）	100単位
若年性認知症利用者受入加算（1月につき）	240単位
栄養アセスメント加算（1月につき）	50単位
栄養改善加算（1月につき）	200単位
口腔機能向上加算（Ⅰ）（1月につき）	150単位
口腔機能向上加算（Ⅱ）（1月につき）	160単位
一体的サービス提供加算（1月につき）	480単位
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1月につき）	88単位 または176単位
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1月につき）	72単位 または144単位

サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（1月につき）	24単位 または48単位
生活機能向上連携加算（Ⅰ）（1月につき）	100単位
生活機能向上連携加算（Ⅱ）（1月につき）	200単位
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（1月につき）	20単位
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（1月につき）	5単位
科学的介護推進体制加算（1月につき）	40単位
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき）	所定単位数の 59/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき）	所定単位数の 49/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき）	所定単位数の 23/1000
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき）	所定単位数の 12/1000
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき）	所定単位数の 10/1000
介護職員等ベースアップ等支援加算（1月につき）	所定単位数の 11/1000
利用者の数が利用定員を超える場合	70/100
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	70/100
高齢者虐待防止措置未実施減算	-1/100
業務継続計画未実施減算	-1/100
事業所と同一建物に居住する者または同一建物から通所型サービスを行う場合	-94単位、-376単位 または-752単位
事業所が送迎を行わない場合（片道につき）	-47単位

●変更箇所

- ・通所型サービス費の名称が指定相当通所型サービスに変更となり、上記の表となる。
- ・月額だけでなく、回数による算定を可能。なお、2.(1)については1月につき4回まで、2.(2)については1月につき8回までの範囲で所定単位数を算定する。
- ・運動器機能向上加算については、包括的に指定相当通所型サービスとして位置づけることとする。
- ・一体的サービス提供加算の新設。

- ・令和6年度から義務化されたものに対する減算（「高齢者虐待防止措置未実施減算」「業務継続計画未実施減算」）の導入。
 - ・送迎にかかる取り扱いの明確化。
 - ・「選択的サービス複数実施加算」「科学的介護推進体制加算」の見直し。
 - ・介護職員処遇改善に関する内容の見直し。
- ※これらの算定方法については「茂原市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱」別表（第1条）をご確認ください。

5 介護予防マネジメント費

サービス種類	単 価
介護予防マネジメント費（1月につき）	442単位

●加算・減算

名 称	単 価
初回加算（1月につき）	300単位
委託連携加算	300単位
高齢者虐待防止措置未実施減算	-1/100
業務継続計画未実施減算	-1/100

●変更箇所

- ・単位の変更
- ・令和6年度から義務化されたものに対する減算（「高齢者虐待防止措置未実施減算」「業務継続計画未実施減算」）の導入。

なお、「業務継続計画未実施減算」については、令和6年度中は算定しない。
 ※これらの算定方法については「茂原市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱」別表（第1条）をご確認ください。